

医療対策局

事務事業概要

(医療対策局)

項目	概要
<p>(医務国保課) 看護職員の確保・養成</p>	<p>1 県内定着の促進 (1) 看護職員修学資金貸付事業 看護職員の医療機関への定着を図るため、看護系大学及び看護師等養成所に在学する学生に対し、修学資金を貸与する。 (2) 就業環境改善相談・指導者派遣事業 医療機関からの看護職員の確保や勤務環境の改善に関する相談や、看護職員からの就労や職場環境の悩み等の相談に応じる。また医療機関へのアドバイザ一派遣や、看護管理者を対象にした就労環境改善の研修会を実施する。</p> <p>2 離職防止対策 (1) 病院内保育所運営補助事業 子どもを持つ看護職員等が安心して働くことができるよう、院内に保育施設を設置し運営する病院等に対し、その経費の一部を補助する。 (2) 看護職員就業環境調査 看護職員に対して、就業環境の実態や離職の意向、確保・定着対策の満足度等を調査する。</p> <p>3 養成の充実強化対策 (1) 看護師等養成所運営費補助事業 民間立看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。 (2) 助産師養成所運営費補助事業 県内に就業する助産師の養成・確保を図るため、助産師養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。 (3) 助産師養成所実習施設確保推進事業 助産師養成所の学生の実習施設を確保するため、実習生を受け入れる医療機関に対して受入に必要な経費の一部を補助する。 (4) 保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施 看護学生の実習指導を担当する者に対して、効果的な実習ができるよう研修を実施する。 (5) 看護師養成所専任教員等再教育事業 資質の高い看護職員を養成するため、看護師等養成所の専任教員を対象とした研修会を開催して、看護教育の質の向上を図る。</p> <p>4 資質向上対策 (1) 新人看護職員研修体制構築事業 新人看護職員臨床研修の導入及び実施を促進するため、教育プログラムの開発、研修責任者や教育担当者等の確保など、研修体制の構築にかかる支援を行う。 (2) 地域看護力向上推進事業 安全で安心な質の高い地域看護サービスを提供するため、資質向上のための研修会等を実施し、実践能力の高い看護師育成を図る。 ①潜在看護職員等研修事業 ②専門分野（がん）における資質の高い看護師育成事業 ③高度在宅看護技術実務研修事業</p>

項目	概要
	<p>(3) 助産師活用地域推進事業 助産師の養成確保に向け、検討を行うとともに、資質向上に向け研修会等を実施する。</p> <p>5 試験免許事務 准看護師資格試験を年1回実施し、免許証を交付するとともに、訂正及び再交付事務を行う。</p>
(医務国保課) 保健衛生情報システムの運用	県免許の登録、更新等の台帳管理を行う免許管理システムの運用、整備などを実施することにより、行政事務の省力化、迅速化を行う。
(医務国保課) 在宅医療対策	<p>1 人づくり・連携づくり</p> <p>(1) 地域在宅医療連携支援事業補助金 平成24年度に養成した地域リーダーが、各市町において核となって進める、地域の課題抽出を行う検討会（事例検討会の進め方を含む）の開催など、連携体制の構築に向けた取組に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 地域リーダーの活動報告・情報交換会の開催 平成24年度に養成した地域リーダーが継続的な動機付けを行えるよう、年1回、活動報告・情報交換会を開催する。</p> <p>(3) 地域リーダー拡充研修の開催 平成24年度に養成した地域リーダーが講師となって、2次保健医療圏単位で地域リーダー研修を開催し、地域リーダーの養成を図る。</p> <p>(4) 県在宅医療推進懇話会の開催 各地域で抽出された課題の検討や、保健医療計画の数値目標や取組の進捗管理など、地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制の整備に向けた検討・協議を行う。</p> <p>2 意識づくり 在宅医療普及啓発事業 県民の在宅医療に対する理解を深めるため、地域の実情に合わせた研修となるよう、14郡市医師会に対して住民への在宅医療・在宅看取りの普及啓発事業を委託する。</p>
(医務国保課) ハンセン病対策	<p>1 療養所入所者の里帰り事業 ハンセン病療養所に入所している三重県人会員に対し、集団又は個別による里帰りを支援する。</p> <p>2 訪問事業 療養所を訪問し、県人会員との面談、納骨堂への献花等を行う。</p> <p>3 療養所入所者家族の生活援護 一定の要件を満たす入所者家族に対して、生活保護法の規定に準拠した生活援護を行う。</p>

項目	概要
	<p>4 在宅者相談事業 療養所退所者等の相談窓口の設置や年2回の専門医による診察・相談を実施する。</p> <p>5 パネル展等の人権啓発 県の庁舎等で、啓発パネル展示やパンフレットの配布等を行う。</p>
(医務国保課) 県立病院改革	県立病院が、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざして、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、引き続き県立病院改革を推進する。
(医務国保課) 公立大学法人三重県立看護大学に関すること	<p>1 運営費交付金の交付 公立大学法人三重県立看護大学の運営に必要な経費を運営費交付金として交付する。</p> <p>2 三重県公立大学法人評価委員会の運営 三重県立看護大学の業務実績に関する評価を行うため、「三重県公立大学法人評価委員会条例」に基づき、評価委員会を運営する。</p>
(医務国保課) 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに関すること	<p>1 運営費負担金の交付 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの運営に必要な経費の一部を運営費負担金として交付する。</p> <p>2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の運営 三重県立総合医療センターの業務実績に関する評価を行うため、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例」に基づき、評価委員会を運営する。</p>
(医務国保課) 国民健康保険	<p>1 国民健康保険の制度 国民健康保険は、相互扶助の精神にのっとり、健康保険、共済組合等の被用者医療保険に加入していない市町村民を対象として、住民の病気、怪我、出産及び死亡の場合に保険給付を行うことを目的とする医療保険制度である。</p> <p>(1) 保険者 ①市町 ②国民健康保険組合（下記の4組合） • 三重県医師国民健康保険組合 • 三岐薬剤師国民健康保険組合 • 三重県歯科医師国民健康保険組合 • 三重県建設国民健康保険組合</p> <p>(2) 保険給付の内容 国民健康保険の被保険者は、疾病、負傷、出産及び死亡に対し、保険給付を受けることができる。 保険給付のうちで最も主要なものは、療養の給付であり、被保険者は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話とその看護、病院または診療所への入院及び療養に伴う世話とその看護等について給付が受けられる。</p>

項目	概要
	<p>(3) 保険料（税）</p> <p>国民健康保険事業は、被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金、保険者が世帯主又は組合員から徴収する保険料（税）及び国庫等から支出される公費で運営されており、保険者が徴収する保険料（税）の額は、保険者ごとにその実情に応じて条例の定めるところにより算定されている。</p> <p>2 国民健康保険財政への支援</p> <p>市町保険者は、国民健康保険に関する特別会計を設けてその運営の健全化に努めている。国や県は、事業運営が健全に行われるよう保険者に対し指導するとともに、保険者負担の軽減を図るため、保険基盤安定負担金、高額医療費共同事業負担金等により、国民健康保険事業の健全化を図っている。</p> <p>(1) 保険基盤安定負担金</p> <p>国民健康保険被保険者の保険料負担の緩和を図ることにより、市町国民健康保険の基盤安定に資するため、低所得者に対する保険料軽減分等の一部を負担する。</p> <p>(2) 高額医療費共同事業負担金</p> <p>国民健康保険団体連合会が保険者から拠出金を徴収して実施している高額医療費共同事業に要する経費の一部を負担する。</p> <p>(3) 財政調整交付金</p> <p>市町国民健康保険財政の不均衡を調整するために調整交付金を交付する。</p> <p>3 保健事業活動等への支援や助言</p> <p>保険者は、国民健康保険事業として、被保険者に対して保険給付を行うほか、被保険者の健康の増進、疾病の予防、早期発見、早期治療、重症化防止のため、特定健診事業等をはじめとした保健事業を実施するのみならず、病院・診療所を設置し運営する場合もあり、国や県は、これらの保険者の取組に対して支援や助言を行う。</p> <p>4 国民健康保険指導監督事業</p> <p>県は、市町保険者に対し、国民健康保険事業事務の指導・助言を行う。また、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の指導監督を行う。</p> <p>5 保険医療機関等に対する指導監査</p> <p>県は、国民健康保険制度の適正、円滑な運営及び医療の質的向上を図るために、指導大綱等に基づき、保険医療機関等（病院、診療所、薬局等）に対して東海北陸厚生局三重事務所と共同で指導監査を実施する。</p>

項目	概要
(医務国保課) 後期高齢者医療	<p>1 後期高齢者医療制度 高齢期における健康の保持、適正な医療の確保及び生活の安定を図るため、高齢者のための医療保険制度として、後期高齢者医療制度が設けられている。国や県は、保険者である三重県後期高齢者医療広域連合に対して財政支援を行う。</p> <p>2 後期高齢者医療事務に係る技術的助言、勧告等の実施 県は、後期高齢者医療制度の安定的運営を確保するため、三重県後期高齢者医療広域連合・市町に対して後期高齢者医療事務に係る技術的助言、勧告等を行う。</p> <p>3 保険医療機関等に対する指導監査 県は、後期高齢者医療制度の適正、円滑な運営及び医療の質的向上を図るため、指導大綱等に基づき、保険医療機関等に対して東海北陸厚生局三重事務所と共同で指導監査を実施する。</p>
(医務国保課) 福祉医療費補助金	<p>1 障がい者医療費補助金 県は、障がい者が医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ることを目的として、市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。</p> <p>2 一人親家庭等医療費補助金 県は、一人親家庭等が医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ることを目的として、市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。</p> <p>3 子ども医療費補助金 県は、子育てに対する経済的負担を軽減し、子育て環境を整備するため、市町が実施する子ども医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。</p>
(医務国保課) 医療費適正化計画等	<p>1 医療費適正化計画の推進 県は、国が中長期的な医療費適正化のために策定する基本方針に則して、生活習慣病有病者及びその予備群の減少等を目標に定めた医療費適正化計画を推進する。</p> <p>2 特定健康診査等実施計画の推進支援 県は、保険者による特定健康診査等実施計画の推進を支援する。</p>

項目	概要
(地域医療推進課) 地 域 医 療 対 策	<p>県民への医療提供の機会均等を原点として、医師確保対策等を総合的に推進するとともに、地域の実態に即したべき医療対策を推進し、地域住民の健康増進と医療の確保を図るため、次の事業等を実施する。</p> <p>1 医師確保対策</p> <p>(1) 医師無料職業紹介事業 インターネットを活用して、全国からの医師の求職、県内医療機関の求人を募集し、求職のあった医師の希望に沿った県内医療機関での就業に向けた調整を行う。</p> <p>(2) 自治医科大学事業 べき地医療に従事する医師を確保するため、自治医科大学の運営費等を負担するとともに、自治医科大学卒業医師（義務年限内）の派遣に努める。</p> <p>(3) 医師修学資金貸与制度 県内の救急医療等を担う医療機関等に勤務する医師を確保するため、医学生に対して、一定期間県内で勤務することによって返還免除となる修学資金を貸与する。</p> <p>(4) 研修医研修資金貸与制度 医師確保の緊急対策として、初期臨床研修医及び後期研修医に対し、一定期間、県内の救急病院等に勤務することによって返還免除となる研修資金を貸与する。</p> <p>(5) 医師キャリアサポートシステム 自治医科大学を卒業し義務年限を終了した医師などを県職員として採用し、医師のライフステージに応じた勤務コースの選択を可能とすることで、べき地等医師不足地域に勤務する医師を確保する。</p> <p>(6) 三重県版医師定着支援システム（バディ・ホスピタル・システム） 県内都市部の基幹病院から医師不足地域の病院に対して診療支援を行う医療機関等への財政支援を行う。</p> <p>(7) 地域医療確保補助事業 地域医療の確保のため、産科医療機関の運営費、産科医への分娩手当の支給や、べき地診療所における医師確保等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(8) 研修病院支援事業 研修医の獲得と県内定着を促進するため、研修病院の魅力向上、競争力強化に向けた取組を支援する。</p> <p>(9) 地域医療医師支援事業 べき地等において地域医療に従事する医師に対して、診療支援や研修機会の確保等に係る支援を行うことで、医師の地域定着を促進する。</p> <p>(10) 病院勤務医負担軽減対策事業 病院勤務医の定着を促進するため、勤務医の負担軽減を図るために創意工夫した取組を提案公募して支援する。</p> <p>(11) 寄附講座 認知症予防の啓発や早期診断・治療と福祉サービスとの連携構築など、認知症に関する地域連携を促進し、質の高い医療・福祉を実現するため、複数名の神経内科専門医の派遣を伴う寄附講座を三重大学に設置する。 また、伊賀地域における医療提供体制の維持確保に向けて、県内外の医学系大学を対象に複数名の医師派遣を伴う寄附講座の設置を支援する。</p>

項目	概要
	<p>(12) 子育て医師等復帰支援事業 医療機関における、女性医師等が子育て等により離職しない、復職しやすい環境づくりの取組を支援する。</p> <p>(13) キャリア支援・指導医等育成事業 研修医等のキャリアプランを支援するため、専門技術等のトレーニングを行う拠点整備を支援するほか、指導医の増加に向けて講習会の開催を支援する。</p> <p>(14) 指導医等育成・支援モデル事業 臨床研修病院等における指導医等の資質やモチベーションの向上等の取組を支援する。</p> <p>(15) 三重・地域家庭医育成拠点整備事業 総合診療医（家庭医）を育成するため、三重大学、地域医療機関等が参画する三重・地域家庭医療ネットワークの構築等、医師が地域医療に関わりながら家庭医学を学べる環境づくりの取組を支援する。</p> <p>2 医師等キャリア形成支援</p> <p>(1) 地域医療支援センター事業 県内の医師需給状況等を調査し、把握分析するとともに、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保対策の支援等に取り組み、医師の地域偏在解消を図るため、地域医療支援センターを運営する。</p> <p>(2) 地域医療医育成支援システム 紀南病院に設置している地域医療研修センターにおいて、研修医、医学生等に地域医療に関する実践的で特色ある研修を実施する。</p> <p>(3) 地域医療学生支援事業 地域医療を志す学生に対して、県内のへき地や国内の先進地等での地域医療実習等の支援を行い、将来、県内の地域医療に従事する医師の養成・確保を図る。</p> <p>3 へき地医療支援機構 専任担当官を設置し、①代診医等の派遣調整、②へき地医療従事者、医学生への研修等を行い、へき地保健医療対策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>4 へき地医療拠点病院運営事業補助 無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動に必要な経費を補助し、巡回診療・代診医派遣等によるへき地住民の医療確保を行う。</p> <p>5 へき地診療所運営事業補助 へき地住民のために経営を続けている経営困難なへき地診療所に運営費の補助を行う。</p>

項目	概要
(地域医療推進課) 救急医療対策	<p>医療の原点である救急医療について、その体系的な体制の整備、充実を図るために次の施策を実施する。</p> <p>1 病院前救護体制の整備</p> <p>(1) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 消防法の改正を踏まえ策定した「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を運用・検証するとともに、傷病者の状況に応じた医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。(防災対策部と共管)</p> <p>(2) 病院前救護体制整備事業 県内において、救急救命士に対する気管挿管や薬剤投与等の病院実習の準備等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>2 初期及び二次救急医療体制の整備</p> <p>(1) 「救急医療情報システム」等の運営 県民がその症状に応じた医療機関を選択して適切な医療を受けることができるよう、初期救急医療に対応する医療機関を迅速に案内する救急医療情報をホームページで公開するとともに、電話案内による情報提供を行う。</p> <p>(2) 人材確保緊急支援事業 小児救急輪番制運営事業や二次輪番制運営事業に参加する病院で、当番日に非常勤医師の雇用を行った場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(3) 休日夜間救急医療機関勤務医確保事業 救命救急センター、二次救急医療機関の救急勤務医の処遇改善を図るため、救急勤務医手当を支給する場合、経費の一部を補助する。</p> <p>(4) 救急医療機関活動補助 救急病院等を定める省令に基づく救急告示医療施設は、救急医療の重要な役割を担うものであり、民間施設に対し経費の一部を助成し、その活動の促進を図る。</p> <p>3 三次救急医療体制の整備</p> <p>(1) 救命救急センター運営事業補助 初期救急医療施設、二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携のとともに、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を24時間体制で確保するため、救命救急センターの運営費の一部を助成する。</p> <p>(2) ドクターへリ運航支援事業 県内全域をカバーする本県独自のドクターへリについて、基地病院に対して運航に要する経費等の支援を行う。</p> <p>(3) ドクターへリ共同利用負担金 東紀州地域の三次救急医療体制を確保するため、和歌山県および奈良県との共同運航によるドクターへリの利用にかかる経費を負担する。</p> <p>4 周産期・小児医療体制の整備</p> <p>(1) 周産期医療ネットワークシステム事業 地域において妊娠、出産から乳幼児にいたる高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進する。</p>

項目	概要
	<p>(2) 新生児ドクターカー運営事業 出生したハイリスクの新生児に、適切な治療を行いながら地域の医療機関から周産期母子医療センターへ搬送するドクターカーの運営事業を実施する。</p> <p>(3) 小児夜間医療・健康電話相談事業 子どもの病気に関して、小児科専門医師が夜間の電話相談を受ける（通称：みえ子どもの医療ダイヤル）事業を実施する。</p> <p>(4) 小児救急医療医師研修事業 地域の内科医等小児科医以外の医師を重点に、小児救急に関する医師研修事業を実施した場合に経費の一部を補助する。</p> <p>(5) 小児救急輪番制運営事業補助 地域小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を病院群または病院が病院群輪番制方式により実施する場合、経費の一部を補助する。</p>
(地域医療推進課) 災害医療体制の強化推進	<p>災害時の医療体制の充実強化を図るため、地域の関係機関が連携した医療体制の構築を進めるとともに、災害時に適切に対応できる医療従事者の育成、医療施設の耐震化の促進に取り組む。</p> <p>1 災害医療体制を支える人材育成 災害時の医療体制を支える人材を育成するための研修・訓練を実施する。</p> <p>2 災害医療体制の構築 医療・保健関係機関、防災関係機関等が連携し、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害医療体制の構築を進める。</p> <p>3 医療施設等耐震化整備 病院耐震化率の向上を図るため、医療施設の耐震化を促進する。</p>

項目	概要
(健康づくり課) がん医療提供体制の整備	<p>1 がん患者や家族に対する相談支援体制の整備 平成20年1月に設置した「三重県がん相談支援センター」において、がん患者及びその家族に対する相談支援を行うとともに、がん医療に関する情報の収集および提供体制を整備する。</p> <p>2 地域における緩和医療提供体制に対する支援 地域における緩和ケア提供体制を整備するため、拠点病院や地域の医療機関により構成する地域緩和ケアネットワークの活動に必要な経費を補助する。</p> <p>3 がん診療連携拠点病院の医療機能の強化に対する支援 がん診療連携拠点病院の機能を強化するため、院内がん登録の精度向上、相談支援体制の充実、地域の医療従事者との連携体制を構築するための必要経費を補助する。</p> <p>4 がん検診精度管理の向上 がん検診（乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がん）の精度向上のため、市町及び検診機関のがん検診精度管理調査を実施するとともに、医療関係者等で構成する検討会において精度管理向上のための検討を行う。</p> <p>5 市町のがん予防・早期発見の取組の支援 市町のがん予防・早期発見の取組に必要な経費を補助する。</p> <p>6 肝炎対策コーディネーターの養成等 肝がんへの進行防止の観点から、肝炎の段階での早期発見や早期治療を推進するため、県民の身近なところで相談や助言が受けられる体制を整備し、肝炎ウイルス検査の受診や肝疾患専門医療機関での治療の促進を図る。</p> <p>7 「三重医療安心ネットワーク」の拡充 「三重医療安心ネットワーク」を県内全域に展開するため、県内の医療機関にネットワークへの参加を積極的に働きかける。</p>
(健康づくり課) 保健師等対策	<p>1 保健師等確保対策 市町健康づくり推進事業及び母子保健事業、特定健診・特定保健指導事業、介護保険事業などの実施にあたり、保健師・(管理)栄養士の果たす重要性がますます高まっており、保健師・(管理)栄養士設置の必要性が増大していることから、市町における保健師等の確保対策等を支援する。</p> <p>2 地域保健関係職員研修 県保健所等における地域保健関係職員の資質向上を図るため、公衆衛生にかかる基本的な知識の習得や、災害及び健康危機管理等、幅広く時代のニーズに応じた研修を行う。 また必要に応じて、市町保健師の現任教育を実施する。</p>

項目	概要																													
(健康づくり課) 健康増進事業	<p>健康増進法に基づき、県民の壮年期からの健康の保持増進を図るため、市町が行う予防から機能訓練に至る各種健康増進事業に対する指導援助及び費用に対し助成を行う。</p> <p>また、関係職員の資質向上をめざした講習会を実施する。</p> <p>なお、肝炎対策の一環として、市町が行うウイルス検診、教育等に対する助成を行う。</p> <p><事業内容></p> <table> <tr> <td>1 健康手帳の交付</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 健康教育</td> <td>個別健康教育</td> <td>集団健康教育</td> </tr> <tr> <td>3 健康相談</td> <td>重点健康相談</td> <td>総合健康相談</td> </tr> <tr> <td>4 健康診査</td> <td>健康診査</td> <td>訪問健康診査</td> <td>介護家族訪問健康診査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健指導</td> <td>歯周疾患検診</td> <td>骨粗鬆症検診</td> </tr> <tr> <td></td> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 機能訓練</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 訪問指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 健康手帳の交付			2 健康教育	個別健康教育	集団健康教育	3 健康相談	重点健康相談	総合健康相談	4 健康診査	健康診査	訪問健康診査	介護家族訪問健康診査		保健指導	歯周疾患検診	骨粗鬆症検診		肝炎ウイルス検診			5 機能訓練				6 訪問指導			
1 健康手帳の交付																														
2 健康教育	個別健康教育	集団健康教育																												
3 健康相談	重点健康相談	総合健康相談																												
4 健康診査	健康診査	訪問健康診査	介護家族訪問健康診査																											
	保健指導	歯周疾患検診	骨粗鬆症検診																											
	肝炎ウイルス検診																													
5 機能訓練																														
6 訪問指導																														
(健康づくり課) ヘルシーピープル みえ・21推進事業	<p>「三重県健康づくり推進条例」及び、昨年度に策定した「三重の健康づくり基本計画」に基づき、全ての県民がいつまでも健やかで充実した生活を送ることをめざして、事業者、N P O、市町、県等が連携して、「ソーシャルキャピタル」を活用し、個人の取組を支援していく体制を整備する。</p> <p>特に本年度は、関係者・有識者などによる健康づくりに関する先進事例の調査・研究や、企業と連携した社員食堂でのヘルシーメニュー提供などに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「三重県健康づくり推進条例」の推進 2 関係者、有識者などと連携した健康づくりに関する先進事例の調査・研究等 3 企業と連携した、社員食堂でのヘルシーメニュー提供の推進 4 公衆衛生審議会の開催 5 「健康づくり応援の店」「たばこの煙の無いお店」の認定 6 「県民健康の日」(9月7日) 関連事業を通じた健康づくり意識の普及促進 																													

項目	概要
(健康づくり課) 保健栄養対策	<p>1 健康食育推進事業 幅広い世代を対象に健康的な食習慣の形成に向けて食事バランスガイドの活用等を図り、多様な主体と連携した食育活動や県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進する。</p> <p>(1) 野菜フル350推進事業 県民の健康的な食生活の実践をめざして、1日の野菜摂取目標量を350gとした、野菜摂取の増加を推進する。また、健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消を図るため、朝食における野菜摂取（モーニングベジ）を推進する。</p> <p>(2) 三重の食フォーラム～栄養改善大会～の開催 開催年月日 平成26年3月4日（火）（予定） 開催場所 三重県総合文化会館 中ホール</p> <p>(3) 飲食店等を拠点とした健康づくり普及啓発事業 健康に配慮した食事や健康づくり情報を提供する飲食店等を「健康づくり応援の店」として登録し、食環境整備を推進する。</p> <p>2 栄養施行事務費</p> <p>(1) 栄養士免許事務（通年）</p> <p>(2) 管理栄養士免許事務（通年）</p> <p>(3) 栄養士養成施設指導（3校／県）及び管理栄養士養成臨地実習（各保健所）</p> <p>(4) 給食施設強化事業 給食施設等に対し、管理栄養士・栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行う。 ①給食施設巡回指導 ②給食施設従事者研修会 ③給食施設管理者研修会</p> <p>(5) 特別用途表示、栄養表示基準等に関する相談指導事務 特別用途表示、栄養表示基準、誇大表示の禁止等について製造者に対する相談、指導を行うとともに、県民への普及、啓発を行う。</p> <p>(6) 人材育成・支援事業 ①食生活改善地区組織の育成及び活動支援 ②市町栄養改善支援 市町栄養士の資質向上と市町栄養改善業務の充実に向けて支援する。 ③地域活動栄養士支援</p> <p>3 国民健康・栄養調査事業 健康増進法に基づく健康・栄養調査を実施する。</p>

項目	概要
(健康づくり課) 歯科保健対策	<p>1 口腔保健センター支援事業 新たに、歯科口腔保健センター設置し、歯科口腔保健に関する事業の企画立案、情報提供、研修、関係機関等との調整を行う。</p> <p>(1) 口腔保健支援センター設置推進事業 運営協議会を設置し、関係者間と調整のうえ、研修、普及啓発を行う。</p> <p>(2) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 中山間地域での歯科健診・指導、訪問歯科医療のための歯科医療設備整備を行う。</p> <p>(3) 医科・歯科連携等調査実証事業 病院、診療所、歯科診療所に対する疾病ごとの連携実態を調査する。</p> <p>2 8020運動推進特別事業 「8020運動」推進のため、歯の健康の保持を目的に実施される歯科保健医療に関する事業に支援を行う。</p> <p>(1) 子どもの歯科疾患予防事業 学校歯科関係者が連携することにより、歯科疾患予防や噛むことを通した食育等の保健教育と保健管理を実施するための支援を行う。</p> <p>(2) 次世代育成支援事業 児童虐待の早期発見のための取組や、妊娠婦への口腔保健の重要性の啓発等、歯科の観点から子ども達の健やかな育ちを支援する。</p> <p>(3) フッ化物洗口推進事業 う蝕予防効果の高いフッ化物への理解を高め、保育所、幼稚園、学校等でのフッ化物洗口の普及を図る。</p> <p>3 在宅歯科医療連携室整備事業 在宅歯科医療推進のため、医科・介護との連携窓口、在宅歯科医療希望者の窓口、実施歯科診療所の紹介、広報、医療機器貸出等を行う。</p> <p>(1) 障がい者、高齢者に対する在宅歯科医療 (2) がん周術期管理医科歯科連携推進 (3) へき地の歯科医療体制整備</p> <p>4 在宅歯科医療研修事業 医療関係者対象に、在宅歯科診療の考え方、実践について知識習得のための研修を実施し、在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>5 歯と口腔の健康づくり推進事業 (1) 成人歯科疾患予防対策事業 全身疾患と関連の深い歯周病予防にむけ、「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」を応用し、定期的なかかりつけ歯科医受診につなげる。</p> <p>(2) 歯科保健医療災害対策事業 災害時の歯科保健医療対策を進めるため、災害発生時の迅速な歯科医療提供体制確保や平時からの災害に備えた体制整備を行う。</p> <p>(3) 地域歯科保健実践事業 学校、商店街、病院等身近な場所で、気軽に相談できる機会を提供したり、情報発信を行うことにより住民の健康づくりを支援する。</p>

項目	概要
(健康づくり課) 自殺対策	<p>平成24年度に策定した「第2次三重県自殺対策行動計画」に基づき、予防や遺族、未遂者支援に向けた取組等を、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、市町や関係団体と連携・協働しながら地域力を生かした対策を進めるとともに、県内9か所に設置した自殺・うつ対策ネットワーク組織の円滑で効果的な運用を図る。また、自殺対策情報センターを中心に、関係機関のネットワーク強化や人材育成、専門相談等を行い、地域における総合的な自殺対策の推進を支援する。</p> <p>1 普及啓発事業 (1) こころの健康づくり啓発イベントやシンポジウムの開催 (2) 自殺予防週間、自殺対策強化月間等における街頭啓発の実施 (3) 有効な広報媒体を活用した普及啓発の実施</p> <p>2 対面型相談支援事業 (1) 自殺対策情報センターにおける自殺予防・自死遺族来所相談の実施 (2) ハイリスク者（多重債務者・失職者等）へのこころの相談対応</p> <p>3 うつ病医療体制強化事業 かかりつけ医うつ対応力向上研修の実施</p> <p>4 人材養成事業 (1) 自殺に対する基本的な知識と気づきの視点を有する人材（メンタルパートナー）等の養成 (2) 相談窓口担当者研修の開催 (3) こころの健康危機管理研修の実施</p> <p>5 電話相談支援事業 (1) 自殺予防・自死遺族電話相談の実施 (2) 家族による患者・家族のための相談サポート支援事業 (3) 電話相談実施のための環境整備、ボランティアの育成、相談窓口の普及啓発に対する補助</p> <p>6 強化モデル事業 (1) 自殺未遂者支援事業 (2) 自死遺族支援 (3) 早期介入モデルの事業</p> <p>7 その他 市町が実施する自殺対策事業への支援、自殺対策に取り組む民間団体等への補助</p>
(健康づくり課) 難病対策等	<p>1 特定疾患対策事業 難病のうち56特定疾患は、治療が極めて困難であって長期の療養を要し、かつ、その医療費も高額であることから、これらの患者の自己負担を軽減するため医療費の公費負担を行う。</p> <p>2 スモン総合対策事業 スモン患者に対し、はり、きゅう、マッサージ等の治療費の補助を行う。</p> <p>3 先天性血液凝固因子障害治療研究事業 先天性血液凝固因子障害の患者に対し医療費の公費負担を行い、精神的、身体的不安の解消を図る。</p>

項目	概要
	<p>4 難病在宅支援事業</p> <p>(1) 難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業 難病患者の療養環境の整備を図るため、拠点・協力病院を指定し、入院施設の確保を行うとともに、難病医療連絡協議会を設置する。</p> <p>(2) 難病在宅ケア事業 難病患者及び家族に対し、医療相談・訪問相談・訪問診療・連絡調整会議等を行うことにより、在宅支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 難病相談・支援センター事業 難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進、就労支援などを行う。</p> <p>(4) 意思伝達装置使用サポート事業 在宅難病患者に、コミュニケーション機器の使い方を指導し、難病患者のQOL向上を図る。</p> <p>(5) 人工呼吸器装着特定疾患患者一時入院事業 人工呼吸器を装着している患者の家族が休めるよう、短期入院を利用する受入医療機関に助成する。</p> <p>5 小児慢性特定疾患治療研究事業 小児がん等小児慢性疾患のうち、特定11疾患群について治療の普及促進を図るとともに、患者家族の負担軽減のため、医療の給付及び相談を行う。</p>
(健康づくり課) 原 子 爆 弹 被 爆 者 対 策	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付と被爆者に対し健康診断を行い、健康の保持に努める。</p> <p>また、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対して各種手当等の支給を行う。</p>
(健康づくり課) 肝 炎 対 策 (一部再掲)	<p>1 肝炎治療特別促進事業 B型及びC型肝炎のウイルス除去を目的としたインターフェロン治療及びB型肝炎ウイルスの核酸アナログ製剤治療に係る自己負担を軽減するため、医療費の公費負担を行う。</p> <p>2 三重県医療審議会肝炎対策部会の設置 肝炎治療に係る医療機関の連携を図り、肝疾患診療連携拠点病院の選定等を行うために肝炎対策部会を設置し、肝炎対策の推進を図る。</p> <p>3 肝炎治療体制の整備 肝疾患診療拠点病院並びに肝疾患専門医療機関等の連携により、地域における肝炎治療の充実と診療連携の体制整備を推進する。</p> <p>4 肝炎対策コーディネーターの養成等 県民の身近なところで相談や助言が受けられる体制を整備することにより、肝炎ウイルス検査の受診や肝疾患専門医療機関での治療の促進を図る。</p>

項目	概要																					
(健康づくり課) 臓器移植対策	視力障害、腎不全等で悩む人たちが、1人でも多く移植手術が受けられる体制づくりを推進するため、(財)三重県角膜・腎臓バンク協会に対し助成を行うとともに、臓器移植普及啓発月間や成人式、卒業式などにおいて広報資材を配布するなど、臓器移植の普及・啓発に取り組む。																					
(健康づくり課) 歯科技工士確保対策・資質向上	県立公衆衛生学院の歯科技工学科閉科に伴い、県内の歯科技工士確保のため、歯科技工士養成校に在学し、卒業後に県内就業しようとする学生に対して、修学資金の貸与を行う。 また、安全な歯科技工物を提供するため、歯科技工士の資質向上に向けて技術安全研修を行う。																					
こころの健康センター (精神保健福祉センター)	精神保健福祉の中核的機関として県民の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、教育研修並びに相談指導とともに、精神保健福祉に関する機関等に対する人材育成、技術援助を行う。 また、精神医療審査会の適切な運営、自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳制度の事務を行う。 なお、センター内に、自殺対策情報センター及びひきこもり地域支援センターを設置して、人材育成、相談、情報提供等に取り組む。 所在地 津市桜橋 3-446-34 県津庁舎保健所棟																					
県立公衆衛生学院	昭和49年4月に開設した公衆衛生学院において、歯科衛生士に必要な専門的な知識及び技術を習得させ、歯科医療技術者を養成する。 所在地 津市夢が丘1丁目1番地の17 平成25年4月現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>学科名等</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>修業年限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県立公衆 衛生学院</td> <td rowspan="4">歯科衛生 学科</td> <td>1学年</td> <td>30</td> <td>30</td> <td rowspan="4">3年</td> </tr> <tr> <td>2学年</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>3学年</td> <td>30</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>90</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table> ※歯科衛生学科は、平成22年4月から3年制に移行した。	名称	学科名等	定員	現員	修業年限	備考	県立公衆 衛生学院	歯科衛生 学科	1学年	30	30	3年	2学年	30	31	3学年	30	27	計	90	88
名称	学科名等	定員	現員	修業年限	備考																	
県立公衆 衛生学院	歯科衛生 学科	1学年	30	30	3年																	
		2学年	30	31																		
		3学年	30	27																		
		計	90	88																		

子ども・家庭局

事務事業概要

(子ども・家庭局)

項目	概要
<p>(子どもの育ち推進課) 子ども条例の普及と推進</p>	<p>1 子ども施策総合推進調整事業費 「三重県子ども条例」に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに、多様な主体とともに連携、協働して取り組む「みえのこども応援プロジェクト」を推進する。</p> <p>(1) 全ての県民に「三重県子ども条例（平成23年4月施行）」の趣旨を広く知りながら、引き続き、条例に関する普及啓発を図るとともに、条例に基づく取組を推進する。</p> <p>(2) 子どもの視点を県政に生かせるよう子どもの意見を求める。</p> <p>(3) 子どもが参加し意見を表明する機会や、大人が子どもの力を信頼し子どもとの接し方を考える機会となるような取組を実施する。</p> <p>2 子ども専用電話相談事業費 子どもの悩みや不安に寄り添い、ともに問題の解決を図る子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の幅広い広報に努めるとともに、悩みの解決を求める子どもに対してよりよい支援ができるよう関係機関との連携を推進する。</p>
<p>(子どもの育ち推進課) 家庭力・地域力の向上支援</p>	<p>1 家庭の養育力向上支援事業</p> <p>(1) 家族の絆一行詩コンクール 家族が互いの理解を深め、絆を再認識し強化する機会として、「一行詩コンクール」を実施する。</p> <p>(2) みえの子育ちサポーターの養成および活動支援 「みえの子育ちサポート講座」の開催により、子どもたちの主体的な活動を支えることのできる人材として「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、サポーター等が行う子どもの育ちを支えるための活動を推進する。</p> <p>(3) 親の育ちの支援 子育て中の親の悩みの共有や親同士のつながりを促進するため、ワークショップ形式の「親なびワーク」について、児童虐待未然防止の観点もふまえて、乳幼児を持つ親を重点的な対象としてリニューアルする。</p> <p>2 家族の絆強化事業</p> <p>(1) 地域の企業や団体に、子どもの育ちと子育て支援に関する取組の輪がいっそう広がっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」のさらなる会員拡大を図り、各種事業の取組において連携を強化していく。</p> <p>(2) 企業や団体の子育て支援の取組が主体的な活動につながっていくよう「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、家族や地域の絆を深める機会として、「子育て応援！わくわくフェスタ」を実施する。</p>

項目	概要
(子どもの育ち推進課) 子どもの保護対策の推進	<p>1 子ども・若者事業推進費 子どもの豊かな育ちおよび次世代育成支援に関し関係機関等との連携を図るとともに、青少年指導専門員の効率的、効果的な活用を図ることにより、総合的かつ効果的に事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年指導専門員の配置 (2) 子ども・若者育成支援強調月間における啓発活動等の実施 (3) 青少年の非行・被害防止全国強調月間の推進 また、「家庭の日」協力事業所の登録をすすめ、その取組内容を県ホームページ等で紹介するなど、「家庭の日」について引き続きPRを行う。 <p>2 青少年健全育成条例施行事業費 青少年健全育成条例に基づき、子どもに有害な興行、図書類、がん具類等の指定を行なう。また、同条例に基づく立入対象店舗のうち、引き続き子どもの利用の多い店舗（コンビニエンスストア、書店、ネットカフェ、カラオケ店）を重点的な対象として、「青少年健全育成協力店」への登録について働きかけを行なう。</p>
(子どもの育ち推進課) 放課後児童対策等の充実	<p>1 放課後児童対策事業 (1) 放課後児童対策事業 放課後児童クラブの拡充に向け、運営補助（国庫補助）を行うとともに、放課後児童指導員等の資質の充実を図るための研修会を開催する。</p> <p>(2) 放課後児童クラブ活動事業 児童数が国庫補助事業の基準に満たない小規模な放課後児童クラブを設置・運営している市町に対し補助（県単補助）を行う。</p> <p>2 放課後子ども教室推進事業 市町で放課後や週末に小学校内外における公共施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組や運営に対して補助を行なう。</p> <p>3 みえこどもの城（県立児童厚生施設）の運営 児童に対して健全な遊び、体験、交流の場を提供し、県内児童の健全育成を図るために、みえこどもの城の運営を行う。なお、民間が持つ知恵や豊富な知識などを、有効的・効果的に活用することにより県民サービスの向上等を図るため、指定管理制度を活用しており、現在の指定管理者は公益財団法人三重こどもわかもの育成財団である。</p>

項目	概要
(子育て支援課) 児童福祉対策	<p>1 児童福祉施設職員の資質向上対策 民間保育所職員研修費補助 私立保育連盟が実施する研修に助成し、民間保育所職員の資質の向上を図る。</p> <p>2 公的給付等の充実 (1) 児童手当の支給 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給する市町に助成する。 (2) 特別児童扶養手当 20歳未満の精神又は身体に障がいを有する者の生活の向上に寄与するため、その児童を監護又は養育する者に特別児童扶養手当を支給する。</p>
(子育て支援課) 母子及び寡婦福祉対策	<p>母子家庭及び寡婦の自立の促進及び生活の安定を図るため、相談、指導体制の充実や資金の貸付等を行う。</p> <p>1 母子及び寡婦福祉事業 母子家庭及び寡婦の相談、指導並びに児童及び母親の経済的自立の助成を図る。 (1) 母子自立支援員の配置 母子家庭及び寡婦の身上相談及び自立指導を行うため、福祉事務所に母子自立支援員を設置する。 (2) 母子及び寡婦福祉資金の貸付 母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行う。 (3) 三重県母子福祉センターの運営 母子福祉センターを運営し、母子家庭の母及び寡婦に対し就労支援事業等を実施する。 所在地 津市桜橋2丁目131（社会福祉会館内） 指定管理者 一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会 ①特別相談事業 弁護士に委託して、ひとり親家庭及び寡婦の法律上の相談等に応じる。 ②就労支援 パソコンの講習等を開催する。 ③就業相談員 母子家庭の母・寡婦の就業促進活動を総合的に支援する。 ④文化教養事業 ひとり親家庭の情報交換会を開催する。 (4) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業 母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯、もしくはひとり親家庭等となって間もなく生活が安定するまでの世帯に対して家庭生活支援員を派遣する。 また、ひとり親家庭の子どもに対して学習支援事業を実施し、学習環境の向上を図る。</p>

項目	概要
	<p>(5) 母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>①自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が指定教育訓練を受講した場合、支払う入学料及び受講料の合計額の一部を支給する。</p> <p>②高等技能訓練促進費 母子家庭の母が看護師等就職に有利な資格取得のため養成校に修学する場合、平成25年度までの入学生に対してその養成訓練の受講期間の2か年にについて、訓練促進費を支給する。</p> <p>2 児童扶養手当の支給 父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子または父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長に寄与するため、児童扶養手当を支給する。</p>
(子育て支援課) 保育対策	<p>保育に欠ける乳児又は幼児の保育を行い、児童の心身の健全な発達を図るため、保育所を運営する市町等を支援する。</p> <p>1 保育所の運営支援 (1) 保育所の運営費負担 市町が私立保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施をした場合、これに要する費用の一部を負担する。 (2) 保育士の処遇改善 保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に、上乗せ相当額を市町を通じ、保育所に交付し、保育士の処遇改善に充てる。</p> <p>2 特別保育の実施 (1) 特定保育事業 就学前児童を対象に、必要な日時において保育を行う保育所に対して、その経費を助成する。 (2) 休日保育事業 日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う保育所に対して、その経費を助成する。 (3) 病児・病後児保育事業 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病気の児童に対し、一時的に保育等を実施する病院・保育所等に対して、その経費を助成する。 (4) 障がい児保育環境改善事業 障がい児保育を促進するため、市町が行う障がい児を受け入れるための改修等に必要な経費を助成する。 (5) 延長保育促進事業 開所時間を超えた保育に取り組む保育所に対して、その経費を助成する。 (6) 次世代育成支援特別保育推進事業 低年齢児保育等の充実を図る保育所に対して、その経費を助成する。 (7) 次世代育成計画推進事業 病児・病後児保育事業を新たに広域的に進める市町に対して、その経費を助成する。</p>

項目	概要
	<p>(8) 待機児童解消促進等事業費補助金 家庭的保育及び保育所分園の設置運営、認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断の実施に必要な経費を助成する。</p> <p>3 人権保育専門研修事業 保育士が、人権問題について正しい理解と専門的な知識を取得する研修講座を実施し、保育所における人権保育の推進を図る。</p> <p>4 保育従事者の養成 保育士の養成確保を図るため、指定試験機関として、(一社)全国保育士養成協議会を指定し、保育士試験を実施する。</p> <p>5 保育士就職支援事業 保育士の就職支援のためのガイダンスや就職フェアを実施し、保育士確保に取り組む。</p> <p>6 安心こども基金保育基盤整備事業 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、待機児童の解消等を目的とした保育所の計画的な整備、子育て支援事業など、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。</p> <p>7 認可外保育施設対策 (1) 認可外保育施設の調査、指導を行うことを通して、施設の健全な運営を図る。 (2) 保育所による保育の実施が困難であるため、入所待機となる児童の保育を実施する認可外保育施設に助成する。</p>
(子育て支援課) 母子保健対策	<p>1 母子保健対策事業</p> <p>(1) 先天性代謝異常等検査事業 新生児に対してフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症等19疾患について早期発見を図るために、血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、障がいの早期発見、早期予防に努める。</p> <p>(2) 健やか親子支援事業 「健やか親子いきいきプランみえ」で整理した課題である ①妊娠出産の安全性と快適さの確保や不妊への支援等 ②子どものこころとからだの健やかな発達の支援 ③安心できる小児保健医療体制の整備 ④思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 について取り組む。</p> <p>(3) 安心こども基金妊娠出産前支援事業 三重県安心こども基金を活用し、市町の児童虐待防止対策強化のための環境改善への補助や、妊娠出産前後の保健、福祉、医療とのネットワークの構築等児童虐待防止緊急強化対策に取り組む。</p> <p>(4) 母子保健医療推進事業 県における母子保健に関する情報を収集・解析・還元することにより、有効かつ的確な地域母子保健医療対策の確立及び推進を図る。</p>

項目	概要
	<p>(5) 不妊相談・治療支援事業 不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の一部を助成する。</p> <p>(6) 妊婦健康診査支援事業 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るために必要な回数の妊婦健診が受けられるよう造成された妊婦健康診査支援基金が平成24年度で終了し精算を行う。各市町による恒常的な仕組みへ移行されたことから、県民サービスの低下をきたさないよう調整支援を引き続き実施する。</p> <p>2 母子医療対策事業</p> <p>(1) 未熟児養育医療給付事業 母子保健法第20条により、市町が実施する身体の発育が未熟のまま出生した入院養育を必要とする未熟児に対する養育に必要な医療給付の一部を負担する。</p> <p>(2) 育成医療給付事業 障害者総合支援法第58条第1項により、市町が実施する身体に障がいのある児童、または将来障がいを残すと認められる児童のうち確実な治療効果の期待される児童に対する医療給付の一部を負担する。</p> <p>(3) 結核児童療育医療給付事業 児童福祉法第20条第1項により、長期の入院医療を要する結核にかかっている児童に対して、医療給付にあわせて学習の援助を行う。</p> <p>(4) 妊娠中毒症等療養援護費支給事業 妊娠中毒症等に罹患している妊娠産婦に対し、その療養に要する費用の一部を支給する。</p>
(子育て支援課) 児童虐待防止対策	<p>県全体の児童相談体制の強化をめざすとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・対応及び児童の保護やフォローアップまでを含めた総合的な施策を実施する。</p> <p>1 児童虐待法的対応推進事業 児童相談所の法的対応や介入型支援の強化を図るため、児童相談センターに弁護士、警察官等の専門人材を配置し、児童相談所を支援するとともに、専門研修等の充実を図る。 また、虐待通告時の危険度をより的確に把握するため、アセスメントシートの研究開発に取り組むとともに、県・児童相談センター・各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステムを導入し、的確なケース対応を行う。</p> <p>2 市町児童相談体制支援推進事業 市町の児童相談体制の強化を支援するため、市町との定期協議を行うとともに、市町職員に対する研修の実施、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣及び児童相談記録システムの導入支援等を行う。</p> <p>3 児童虐待等相談対応力強化事業 県要保護児童対策協議会等、児童虐待防止にかかる県内関係団体との連携強化を図るとともに、子どもを虐待から守る条例に定める「子ども虐待防止啓発月間（11月）」を中心とする児童虐待防止啓発キャンペーンを実施し、地域における児</p>

項目	概要
	<p>童虐待防止の気運の向上を図る。</p> <p>4 若年層における虐待予防事業 医療・保健・教育等さまざまな主体が結集し、思春期保健指導セミナーの開催や思春期ピアソーター養成事業に取り組むとともに、望まない妊娠や出産への不安等の悩みに対応するために電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を設置し、若年層における児童虐待を未然に予防する。</p>
(子育て支援課) 要保護児童対策	<p>1 家庭的養護体制充実支援事業 児童養護施設等における家庭的ケアの充実や里親委託の促進等を図る。 また、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援、退所児童に対する身元保証や家族再生プログラム等を実施することにより、児童の自立・家庭復帰を支援する。</p> <p>2 児童入所施設措置費 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当な児童等要保護児童の健全育成を図るために、児童福祉施設への措置又は里親への委託等を行った場合、これに要する費用を負担する。</p>
(子育て支援課) 女性保護対策	<p>1 女性相談事業 DV(ドメスティック・バイオレンス)等の悩みや不安を抱える女性に対する相談、被害者の同伴する児童への支援や要保護女性等の保護・自立等への支援を行う。</p> <p>2 DV対策基本計画推進事業 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を着実に推進していくため、DV予防、早期発見、相談、保護及び自立支援の各段階毎に必要となる事業を総合的に実施する。平成25年度に改定を行い、平成26年度から平成28年度までの第4次基本計画を策定する。 また、相談事業に的確に対応するため、女性相談員や心理療法担当職員を配置する。</p>
(子育て支援課) こども心身発達医療センター(仮称)の整備	<p>三重県における子どもの発達支援体制の強化を図るために、草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園について、子どもの発達支援の拠点となる「こども心身発達医療センター(仮称)」として、三重病院隣接地(津市大里地区)への一体的な整備に取り組む。</p> <p>1 施設整備関連 開発許可申請に向け、地質調査や建築設計等を進めるとともに、土地の取得・敷地の整正など工事着手に取り組む。</p>

項目	概要																		
	<p>2 機能の充実に向けて 両施設の機能統合効果を十分に發揮するため教育も含めた合同ワーキングにより、機能充実・施設整備に向けた検討を行う。</p> <p>3 関係機関等との調整 県全体の子どもの発達支援体制の強化には、医療・福祉・教育の連携が不可欠であることから、三重病院、三重大学附属病院、県医師会、県教育委員会等関係機関による連絡会議を開催する。 また、施設整備を円滑に進めるため、県土整備部、県教育委員会等と相互に情報共有、連携を図る。</p>																		
児童相談センター及び児童相談所	<p>1 児童相談センター 児童相談センターにおいて、県内5か所の児童相談所を統括し、運営を管理する。 〔総務調整室〕 児童相談センターの総務事務 〔家庭児童支援室〕 家庭的養護の推進、要保護児童の家族再生・自立支援、施設入所調整、言語聴覚障がい児の支援等 〔法的対応室〕 児童相談所の法的対応・介入型支援への支援、職員の人材育成等 〔市町支援プロジェクトチーム〕 市町・要保護児童対策地域協議会への支援等 〔一時保護室〕 北勢及び中勢児童相談所に付設の一時保護所等において、緊急かつ監護の必要な児童を一時的に保護し、安全の確保を行う。</p> <p>2 児童相談所 児童福祉法に基づき、県内5か所に児童相談所を設置し、児童に関する各般の相談に対して、調査・判定を行うとともに、必要な指導・措置等を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管内区域</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北勢児童相談所 (一時保護所を付設)</td> <td>桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡</td> <td>四日市市大字泊村 977-1</td> </tr> <tr> <td>中勢児童相談所 (一時保護所を付設)</td> <td>津市、松阪市、多気郡</td> <td>津市一身田大古曾 694-1</td> </tr> <tr> <td>南勢志摩児童相談所</td> <td>伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡</td> <td>伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎内)</td> </tr> <tr> <td>伊賀児童相談所</td> <td>伊賀市、名張市</td> <td>伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎内)</td> </tr> <tr> <td>紀州児童相談所</td> <td>尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡</td> <td>尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎内)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	管内区域	所在地	北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡	四日市市大字泊村 977-1	中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市、松阪市、多気郡	津市一身田大古曾 694-1	南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡	伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎内)	伊賀児童相談所	伊賀市、名張市	伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎内)	紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎内)
名称	管内区域	所在地																	
北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市、四日市市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、三重郡	四日市市大字泊村 977-1																	
中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市、松阪市、多気郡	津市一身田大古曾 694-1																	
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 度会郡	伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎内)																	
伊賀児童相談所	伊賀市、名張市	伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎内)																	
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎内)																	

項目	概要
女性相談所	<p>売春防止法に基づき設置され、夫や恋人など親しい男性からの暴力、夫婦、家庭、生活問題などの女性に関わるあらゆる相談に応じているほか、女性に対する自立支援や、一時保護及び女性保護施設への入所保護を行っている。</p> <p>また、平成14年4月から全面施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も担っている。</p> <p>所在地 津市一身田大古曾 657</p>
国児学園	<p>児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設である。</p> <p>不良行為をなし、または、なすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入園させ、その自立を支援する。</p> <p>所在地 津市栗真町屋町524 定員 60名</p>
小児心療センター あすなろ学園	<p>自閉症等を中心とした発達障がい、情緒障がい及び精神障がい等に関する治療とともに心身の健全な発達を図る。</p> <p>所在地 津市城山1丁目12-3 許可病床数 80床（医療型障害児入所施設指定分56床を含む） 診療科目 児童精神科、小児科及び歯科（入院児のみ）</p>
草の実リハビリテーションセンター	<p>上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を付与する。また、重症心身障がい児（者）通園事業として、在宅の重症心身障がい児（者）を対象に、通園の方法によって日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。</p> <p>所在地 津市城山1丁目29-25 許可病床数 60床（医療型障害児入所施設指定） 診療科目 整形外科、リハビリテーション科</p>